

III 違反事例

事例 1

「邦文表示のないゼリー」に関する違反事例

名称又は分類	菓子
形態	合成樹脂製容器入り
違反条項	食品衛生法第19条第2項
発見機関	横浜市、豊島区
調査担当機関	豊島区、茨城県
検査機関	横浜市衛生研究所
検査結果	食用黄色4号及び食用青色1号検出（邦文表示なし）
行政措置	適正表示指導、報告書徴取

違反の概要

1 違反発見の経緯

平成20年2月20日、横浜市において、市内福祉保健センターが通常監視の一環として食品販売店Aに立ち入った際、邦文表示のない「菓子（ゼリー）」を発見し、2月21日に収去した。横浜市衛生研究所で理化学検査を実施したところ、食用黄色4号及び食用青色1号が検出されたため、当該品の製造者Bを所管する豊島区へ、製造工程における添加物の使用状況等について横浜市から調査依頼があった。

2 調査経過及び措置

豊島区は、横浜市からの依頼を受け、製造者に対し、適正表示指導及び製造工程の調査を行った。その結果、製造工程で食用色素の使用実態はなく、原材料として使用されている「シロップ」に由来する可能性が高いと考えられた。「シロップ」は、緑色であるにも関わらず商品名が「シロップ（いちご味）」と記載されていた。また、「シロップ」には、着色料の記載があるが、その物質名の記載がなかったため、輸入者Cを管轄する茨城県に対し、調査を依頼した。

茨城県の調査の結果、物質名の欠落と合わせて、類似食品の表示ラベルと貼り間違えていた（本来、添付するはずの「シロップ（クリームソーダ味）」のラベルではなく、「シロップ（いちご味）」の表示シールを添付していた）ことが判明した。事業者は直ちに当該品について回収を行い、適正表示の徹底を図った。

なお、茨城県の担当保健所は、本件について3月28日付けで報告書を徴取している。

3 違反発生の原因

調査の結果、輸入者Cにおいて、認識不足による物質名の記載漏れ及び確認不足による表示シールの添付間違いが発見された。

さらに製造者Bにおいて、緑色のシロップであるにも関わらず、「シロップ（いちご味）」の表示シールが添付されたシロップを疑義なく使用し、製造した商品に対し、邦文表記をせずに販売していた。輸入者及び製造者、両者の管理不足、知識不足が重なったことが違反発生の原因である。

4 監視のポイント

製造所において、添加物の製造工程上の使用有無のみを確認するだけではなく、実際に現場へ行き、可能性のある原材料を注意深く確認することで、複数の問題点を同時に発見することができた事例である。

近年多くの外国人経営者が食品を取り扱う事業経営に携わっている。中には、法律的な規制について無知のまま食品製造・食品販売に携わっている経営者も少なくない。特に輸入食品販売者において、自国の商品をそのまま販売する等、食品表示違反が指摘されるケースが目立つ。業界の国際化が進む中、食品表示方法の周知徹底を図ると共に、一度問題が発見された場合には、その商品の表示事項のみに改善を求めるのではなく、事業者全体を見渡す好機と捉え、確認及び指導を行っていくことが重要である。

事例 2

「キャップから鉛が検出した食用油」に関する違反事例

名称又は分類	食用油
形態	合成樹脂製ボトル詰め
違反条項	食品衛生法第 18 条第 2 項
発見機関	健康安全研究センター
調査担当機関	港区、大田区
検査機関	健康安全研究センター
検査結果	食用油の合成樹脂製キャップから基準を超える鉛を検出
行政措置	販売禁止命令

違反の概要

1 違反発見の経緯

平成 19 年 10 月、健康安全研究センター広域監視部輸入食品監視班が、輸入業の監視のために輸入業者の倉庫に立ち入り「食用油（トルコ産）」を 1 本収去した。健康安全研究センター食品化学部で検査を実施したところ、当該品のキャップの内蓋プルトップ部分から鉛を $220 \mu\text{g/g}$ 、外蓋キャップ部分から鉛を $340 \mu\text{g/g}$ 検出した。

2 調査経過及び措置

輸入者を所轄する港区と輸入食品監視班は、当該品の販売先・在庫量の調査を行い、他ロット品の安全確認及び答申書の提出を指示した。また、当該品について回収及び保管を指示した。

当該品は平成 19 年 9 月に 1,040 ケース（1 ケース 12 本入り）輸入販売されたものである。

輸入業者の倉庫に残っていた在庫品 918 ケースと 11 本、および、回収された 17 ケースと 6 本をあわせた 936 ケースと 5 本が倉庫に保管された。

20 年 2 月、当該輸入者が違反品を保管している倉庫を管轄する大田区が、違反食品の封印、数量確認を行い、さらに港区が回収品 936 ケースと 5 本に対し、販売禁止命令をかけた。20 年 9 月、輸出国である香港へ積戻しを行った。

3 違反発生の原因及び改善

本件は、輸入者が当該品を輸入の際に、事前に容器包装の規格に適合しているかを確認しなかったため発生した違反事例である。今後の対策として、輸入者は、輸入の際は現地の製造者に材質が適合しているかの確認をするとともに、サンプルを取り寄せて自主検査することとした。

4 監視・指導のポイント

輸入食品は、食品添加物等の規格基準が日本のものと適合していない可能性が考えられるため、過去の検出事例や輸出国の基準を参考に検査項目を立てることが望ましい。

輸入事業者の自社製品に対する相談等において、食品の規格や添加物の基準だけでなく、容器包装についても規格に適合しているか確認を促す指導をする必要がある。

無断転載を禁ず

平成 19 年度 食品衛生関係違反処理集計表

平成 21 年 3 月発行

登録番号 20(368)

編集・発行 東京都福祉保健局健康安全部食品監視課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03-5321-1111 内線 34-371
ダイヤルイン 03-5320-4404

印刷 よしみ工産株式会社
東京都文京区本郷三丁目 26 番 1 号
電話 03-5802-5601